

# 複線型労働紛争解決システム について

元・東京都労働相談情報センター

坂本孝夫

## 労働法・労働行政・司法手続の関係

	[ 集团的労働関係 ]	[ 個別的労働関係 ]
<法>		労働基準法・労働契約法(2008)
	労働組合法・労働関係調整法	派遣労働法・雇用均等法 (1985)
		パート労働法・育児介護休業法・高年齢者雇用安定法
		(1993) (1995) (1985)
<行政>	労働委員会	労基署,労働局 (相談,助言・指導,あっせん)
	労政主管事務所 (労働相談情報C,労働C,総合労働事務所,労働者支援事務所etc.)	(個別労働関係紛争解決促進法: 2001)
<司法>	本案訴訟・仮処分	労働審判
		(2006)

## 労働紛争解決システムの比較 ①

労働 基準 監督 署	機 関 の 性 格	<行政手続> (労基法, 労安法等)		
		定期監督、申告監督 → 是正勧告 (文書)		
		申告、臨検、帳簿・書類提出、尋問、報告・出頭		
		<刑事手続> (刑訴法上の司法警察員)		
	告訴・告発 → 犯罪の捜査 → 検察官送致の原則			
	逮捕、押収、捜索、検証、送検等			
	組 織	労基署	都道府県労働局	本省
	(321署+4支署)	(47局)		
	監督官：2,991人	同：710人	同：40人	

## 労働紛争解決システムの比較 ②

都 道 府 県 労 働 局	総 合 労 働 相 談	<総合労働相談員>	
		全国：755人 (380ヶ所)、うち困難事案担当65人	
		(6割が社会保険労務士、人事担当経験者が3割)	
	助 言 指 導	<都道府県労働局長>	
		労働紛争調整官 (全国で75人)：厚労省職員	
		助言：口頭、指導：文書 ~ あくまで当事者間解決	
	あ っ せ ん	<紛争調整委員会>	
		委員381人：弁護士7割、社労士2割、大学教員等1割	
		1チーム3人体制 (実際には1人で基本的に1回)	

### 労働紛争解決システムの比較 ③

自治 体 の 相 談 窓 口	労政 主管 事務 所	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京都労働相談情報センター（6カ所）</li> <li>・かながわ労働センター（4カ所）</li> <li>・大阪府総合労働事務所（2カ所）</li> <li>・福岡労働者支援事務所（4カ所）</li> </ul>
	＜東京都の労働相談体制＞	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電話相談：ろうどう110番（057-00-6110、夜間・土曜も）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・来所：予約制（夜間・土曜も）・民間相談員（職員のバックアップ）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人相談：英語・中国語（通訳者）、テレビ電話（13か国語）</li> </ul>	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・手話通訳派遣      ・心の健康相談      ・弁護士相談</li> </ul>	
	あっ せん	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者として労使の合意形成を図る、行政による任意手続</li> <li>・柔軟性、創造性、選択肢の多様性 ～ 法的判断を踏まえつつ</li> <li>・無料、迅速、秘密性</li> </ul>

### 労働紛争解決システムの選択基準

選択のポイント		備考
1	民事か、刑事か	準拠すべき法規は何か（Ex. 労基法 or 労働契約法）
2	違法性が明白か否か	特に「刑事」には明白性が要求される
3	権利性があるか否か	権利性が明確でない場合は、団体交渉がなじむ
4	話し合い解決か、違法性の告発か	話し合いでは法的請求権を上回ることも可
5	証拠資料が十分か否か	Ex. 給与明細、労働時間の記録、録音、映像etc.
6	相談者の力量はどうか	相談者自らに解決能力があるか、支援を要するか

## 個別労働紛争解決システムの運用状況

(中央労働委員会作成)

(年度：平成)

〈新規係属件数〉	労働委員会あっせん		都道府県の労政主管部局等あっせん			労働局あっせん			労働審判		
	26年度	319	(△15.2%)	845	(19.0%)	5,010	(△12.3%)	3,496	(△3.6%)		
	27年度	343	(7.5%)	709	(△16.1%)	4,775	(△4.7%)	3,713	(6.2%)		
	28年度	290	(△15.5%)	596	(△15.9%)	5,123	(7.3%)	3,303	(△11.0%)		
	29年度	288	(△0.7%)	516	(△13.4%)	5,021	(△2.0%)	3,388	(2.6%)		
30年度	320	(11.1%)	537	(4.1%)	5,201	(3.6%)	3,678	(8.6%)			

  

〈解決率〉	労働委員会あっせん		都道府県の労政主管部局等あっせん			労働局あっせん			労働審判		
	26年度	51.4%		70.3%		39.7%		78.0%			
	27年度	46.2%		69.8%		41.2%		81.4%			
	28年度	49.4%		65.6%		41.3%		83.1%			
	29年度	45.3%		73.2%		40.3%		83.1%			
30年度	47.2%		69.8%		40.3%		83.5%				

  

〈処理期間〉	労働委員会あっせん			都道府県の労政主管部局等あっせん			労働局あっせん			労働審判			
	1か月以内	1か月超2か月以内	2か月超	29日以内	29日超49日以内	49日超	1か月以内	1か月超2か月以内	2か月超	1か月以内	1か月超2か月以内	2か月超	
	26年度	39.1%	36.1%	24.8%	66.2%	12.6%	21.1%	48.7%	43.2%	8.0%	3.2%	28.8%	67.9%
	27年度	36.6%	44.8%	18.6%	58.3%	15.2%	26.5%	45.2%	44.9%	9.9%	2.8%	30.0%	67.2%
	28年度	39.1%	42.1%	18.8%	54.5%	16.8%	28.7%	43.5%	45.1%	11.4%	3.1%	29.4%	67.4%
29年度	41.3%	41.3%	17.5%	52.3%	17.3%	30.4%	43.7%	44.6%	11.7%	2.9%	31.4%	65.7%	
30年度	34.3%	41.7%	24.0%	57.2%	17.7%	25.1%	41.4%	45.1%	13.5%	2.0%	28.4%	69.6%	

## 解決方法のフローチャート

